

山LP協第 102 号
令和5年12月22日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会 長 床西 悟 (印略)

「液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」の一部を
改正する規程について (お知らせ)

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、令和5年12月15日付けで公布、施行となり、
(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたので、お知らせ
します。

○主な改正点

- ・ 貯蔵施設の管理に関して、常駐又はさく、へいを設け、施錠等を行うことに
限られていたが、関係者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置
を講じれば、他の方法でも管理が可能となる。
- ・ 集中監視センターの監視員の常時配置について、業務が円滑に実施できる場
所であれば、集中監視センター以外の場所も認められる。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: info@y-lpgas.jp

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

「液石法及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」の一部を改正する規程について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年11月15日付け全L協保安・業務G5第152号において、経済産業省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和5年12月15日に公布、施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

主な改正概要

- ・ 貯蔵施設の管理に関して、常駐又はさく、へいを設け施錠等を行うことに限られていたが、他の方法でも管理が可能となった。
- ・ 集中監視センターの常時配置について、業務が円滑に実施できる場所であれば常時配置となった。

【経済産業省ホームページ掲載URL】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231215-01.html



【意見募集結果掲載URL】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595123093&Mode=1>



以 上
発信手段：Eメール
担当：保安・業務グループ 森、橋本、國坂